証券コード：9766

2010年６月７日

株　主　各　位

東京都港区赤坂九丁目７番２号
コ　ナ　ミ　株　式　会　社
代表取締役社長　上　月　景　正

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2010年６月29日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都品川区東品川四丁目10番１号
コナミスポーツクラブ本店「アリーナ」
（本冊子裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第38期（2009年４月１日から2010年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第38期（2009年４月１日から2010年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

４．議決権行使についてのご案内

（１）郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2010年６月28日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

（２）インターネット等による議決権行使の場合

３頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2010年６月28日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してください。

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.konami.co.jp）に掲載させていただきます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

１．インターネットによる議決権行使について

（１）インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】 http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（２） インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。

（３） インターネットによる議決権行使は、2010年６月28日（月曜日）午後６時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

（４） 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（５） インターネットによって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（６）議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

２．議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネット等による議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 **0120－186－417（24時間受付）**

<その他のご照会> **0120－176－417（平日午前９時～午後５時）**

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2009年４月１日
至　2010年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、昨年来の景気後退に持ち直しの兆しが見られるものの、厳しい雇用・所得環境が続く等、個人消費の低迷により依然として先行き不透明な経済環境となりました。

当社グループに関連する娯楽産業（エンタテインメント）におきましては、家庭用ゲーム市場では、各ハードメーカーの据置型ゲーム機及び携帯型ゲーム機の普及が進み、据置型ゲーム機の値下げ、新型携帯ゲーム機の発売や、年末商戦に向けて各社大型タイトルの発売等、需要喚起に向けた取組みが行われたものの、国内・海外市場ともに、前年と比較すると厳しい環境となりました。また、アミューズメント施設市場においても、新型インフルエンザ等の影響による来場者の減少や、厳しい経済環境の影響を受けたオペレーターの投資意欲の減退がありました。また、ゲーミング市場におきましては、ラスベガス等の大手カジノオペレーターには厳しい環境が続いた一方で、全世界的な視点で見ますと、シンガポールでカジノがオープンする等、明るい兆しが見えてまいりました。

健康産業におきましては、高齢化社会の到来と生活習慣病に対する懸念から、健康維持・増進に対する需要と関心の高まりが今後も引き続き期待されます。

このような状況のもと、当社グループのデジタルエンタテインメント事業におきましては、家庭用ゲームソフトでは、サッカーゲーム「ウイニングイレブン」（欧米名「Pro Evolution Soccer」）等、当社グループの持つ人気シリーズコンテンツを中心に展開したほか、新規タイトルとして、恋愛をテーマにした新たなコミュニケーションゲーム「ラブプラス」や海外で人気のコンテンツを題材としたタイトルが堅調に推移いたしました。また、アミューズメント施設向け商品では、シリーズ最新作「麻雀格闘倶楽部　我龍転生」や大型マスメダルプッシャーゲーム「FORTUNE TRINITY」の販売が順調に推移いたしました。なお、カードゲーム商品の販売も堅調に推移いたしましたが、ゲームソフトやアミューズメントにおきまして、ビッグタイトルのあった前年同期と比較すると、売上は減少いたしました。

ゲーミング＆システム事業におきましては、北米及び豪州市場にて、ビデオスロットマシンでは当連結会計年度に発売を開始した「K2V」シリーズを搭載した新筐体「Podium」に加え、ステッパーでは「Advantage 5」シリーズ等を中心に商品ラインナップの拡充を行い、販売が順調に推移いたしました。また、「コナミ・カジノ・マネジメント・システム」やパーティシペーション（オペレーターとのプロフィットシェア方式）も拡販が進捗いたしました。

健康サービス事業におきましては、直営施設の新規出店及び受託施設の拡大とともに、多様化するお客様ニーズや地域特性にあわせた施設展開、サービスの導入を推進いたしました。また、健康関連商品の販売強化、健康管理のIT化を推進し、施設内外での健康維持・増進を支援するサービスの拡充に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,621億４千４百万円（前連結会計年度比15.4%減）、営業利益は186億６千４百万円（前連結会計年度比31.8%減）、税引前当期純利益は171億２千２百万円（前連結会計年度比30.7%減）、当社株主に帰属する当期純利益は133億１千４百万円（前連結会計年度比22.4%増）となりました。

事業部門別の状況

（デジタルエンタテインメント事業）

国内におきましては、ゲームソフトでは、「ワールドサッカー　ウイニングイレブン2010」（欧米名「PES 2010 - ProEvolution Soccer」）、「実況パワフルプロ野球」シリーズ等の当社グループが得意とするスポーツタイトルのほか、アニメタイトル「ペンギンの問題」シリーズ、恋愛をテーマにした新しいコミュニケーションゲーム「ラブプラス」等、多彩な商品ラインナップを発売いたしました。

また、iPhone/iPod touchに続き、Windows phone向けにも「DanceDanceRevolution S」、「モバイル・パワフルプロ野球」等の配信を開始し、携帯電話・携帯端末向けに当社グループの様々な人気コンテンツを活用した展開を推進いたしました。

業務用ビデオゲームでは、定番の音楽タイトルのほか、シリーズ最新作「麻雀格闘倶楽部　我龍転生」、「BASEBALL HEROES 2009 覇者」、「クイズマジックアカデミー７」、メダルゲームでは、新ジャンルマスメダルゲーム「InfinityRings」に加え、大型マスメダルプッシャーゲーム「FORTUNE TRINITY」が新たに稼動を開始し、ラスベガスをイメージした、今までにない斬新な演出とデザイン性が好評を博しております。

さらに、2010年３月には、新たな需要喚起に向けて全国のアミューズメント施設をネットワークで結ぶ“e-AMUSEMENT”サービスを活用した、電子マネー「PASELI（パセリ）」のサービスを開始し、多くの反響をいただいております。また、カードゲームにつきましては、引き続き順調な売上を記録しております。

北米と欧州におきましては、「PES 2010 - Pro Evolution Soccer」及び音楽ゲーム「DanceDanceRevolution」シリーズや「SAW」といった海外向けコンテンツが堅調に推移いたしました。また、当社グループのiPhone/iPod touch向け海外制作アプリが海外でアワードを受賞する等、海外での市場ニーズに対応した携帯電話・携帯端末向けコンテンツ制作についても推進しております。

なお、前連結会計年度は「METAL GEAR SOLID 4 GUNS OF THE PATRIOTS」等のビッグタイトルがあったことにより、前年同期との比較におきましては、売上が減少しております。

以上の結果、当事業の連結売上高は1,426億５千万円（前連結会計年度比24.0%減）となりました。

（ゲーミング＆システム事業）

北米市場におきましては、定番化した５リールステッパー「Advantage 5」や、ビデオスロットマシン「K2V」シリーズを搭載した新筐体「Podium」等が引き続き好評を博しております。また、保守・サービスにより安定的な収益が確保できる「コナミ・カジノ・マネジメント・システム」の販売やパーティシペーション（オペレーターとのプロフィットシェア方式）による販売も増加し、順調に市場シェアを獲得しております。また、中南米市場についても代理店網整備を進め、拡販を進めております。

豪州市場におきましては、「K2V」シリーズを搭載した新筐体「Podium」等、ビデオスロットマシンの販売が順調に推移したほか、「コナミ・カジノ・マネジメント・システム」の市場導入も貢献して収益が改善いたしました。

また、2009年11月にラスベガスで開催されたゲーミング業界最大級の展示会「Global Gaming Expo」において、「K2V」シリーズ向けの新コンテンツを新筐体「Podium」に搭載して出展したほか、演出面でさらなる進化を遂げた最新のスロットマシン「Advantage Revolution」、「Advantage 5」、「コナミ・カジノ・マネジメント・システム」等、各市場に対応した幅広い商品ラインナップを披露し好評を博しました。

以上の結果、当事業の連結売上高は199億９千６百万円（前連結会計年度比9.1%増）となりました。

（健康サービス事業）

景気の先行き不透明感から個人消費の抑制傾向が継続し、スポーツクラブ業界では、低価格化が進むとともに施設数の増加により会員獲得における厳しい環境が続きました。そのような状況のもと、当社グループでは、施設内外のサービスと健康関連商品の両面における付加価値向上に努め、地域特性やお客様のニーズにあわせたサービスや商品ラインナップの拡大を図りました。

直営施設運営におきましては、構造改革の一環として、21施設の統廃合を実施いたしました。一方、新規出店については、本山南（兵庫県）、北浜（大阪府）、仙台長町（宮城県）等、移転建替を含め６施設をオープンしました。また、ゴルフスクールの指導内容をより充実させるためのデジタルシミュレーションゴルフの導入や、スポーツクラブと医療機関を連携した健康管理及び運動指導を一部施設にて開始しております。

それぞれの地域の特色にあわせた施設展開や当社グループの強みである運動指導・栄養指導・健康管理のIT化を活かしたサービスの拡充を行う等、健康意識の高まるお客様に向けて、施設内外における健康維持・増進の支援に努めました。

受託施設運営におきましては、「みかもクリーンセンター余熱利用施設」（栃木県）、「広島県立総合体育館」（広島県）、「堺市立美原総合スポーツセンター」（大阪府）等の６施設を加え、公共施設等の運営に当社グループのノウハウや実績を役立てることで、地域社会の皆様の健康増進を推進いたしました。なお、2010年３月末現在の当社グループの運営施設数は、直営施設と受託施設を合わせて全国327施設となりました。

健康関連商品におきましては、カロリーゼロ・糖類ゼロの清涼飲料水「エクササイズウォーターゼロ」を発売開始したほか、郵便局株式会社東京支社との提携による都内郵便局での健康関連商品のカタログ販売・第２弾を開始いたしました。

以上の結果、当事業の連結売上高は857億６千５百万円（前連結会計年度比4.7%減）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、総額79億６千２百万円となりました。主な内容としましては、制作機材関連に係る投資やスポーツクラブ施設の新規出店投資並びに改装関連投資等であります。

資金調達につきましては、主に手元現預金と営業活動からのキャッシュフローにより、上記の設備投資をはじめとする資金需要に対応してまいりました。

当社は、2006年11月に将来における資金需要に柔軟に対応できる手元流動性の確保を目的とした５年間のコミットメントライン（200億円）の設定を行っております。引き続き機動的な事業運営に対応できるよう、充分な手元流動性と資金調達枠の確保に努めてまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移（米国基準）

	第35期 (2007年３月期)	第36期 (2008年３月期)	第37期 (2009年３月期)	第38期 (当連結会計年度) (2010年３月期)
売上高（百万円）	280,279	297,402	309,771	262,144
営業利益（百万円）	28,145	33,839	27,361	18,664
当社株主に帰属する当期純利益（百万円）	16,211	18,345	10,874	13,314
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（円）	118.15	133.63	79.30	99.76
総資産（百万円）	304,657	319,248	301,670	298,198
株主資本（百万円）	174,662	182,759	178,632	184,465

（注）１．企業集団の財産及び損益の状況の推移は、米国預託証券の発行等に関して要請されている会計処理の原則及び手続き並びに表示方法、すなわち、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

２．第37期は、健康サービス事業の構造改革費用（固定資産の前倒償却等）として111億２千１百万円を計上いたしました。

３．第38期より、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書810「連結」（旧米国財務会計基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分－ARB第51号の改訂」）を適用しております。これに伴い、過年度の表示を変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移（日本基準）

	第35期 (2007年３月期)	第36期 (2008年３月期)	第37期 (2009年３月期)	第38期 (当期) (2010年３月期)
営業収益（百万円）	7,196	25,478	21,456	19,295
経常利益（百万円）	1,278	20,475	15,721	14,495
当期純利益（百万円）	988	17,395	9,454	14,092
１株当たり当期純利益（円）	7.16	126.70	68.95	105.60
総資産（百万円）	168,423	178,565	180,952	178,743
純資産（百万円）	139,179	149,272	146,136	153,012

(4) 対処すべき課題

（世界経済の急速な変化に対応する強固な組織の構築）

景気は緩やかに回復基調が見られるものの、世界経済においては、先行き不透明な状況が続いております。当社グループが事業展開しております「デジタルエンタテインメント事業」、「ゲーミング＆システム事業」、「健康サービス事業」を取り巻く環境においても、景気の先行き不透明感から来る影響が続くものと懸念されます。

また、一方で当社グループが展開する事業環境において、ネットワーク環境整備が進む中で、ユーザーの様々な情報が共有されるようになり、嗜好の多様化とともにコミュニティーの形成が進んでおります。

めまぐるしく変化する市場環境に適切に対応し、柔軟かつ継続的な事業体へと進化するため、当社グループは持株会社体制に移行しグループの経営と各事業の業務執行を明確に分離しております。各事業のグローバル化を推進するにあたり、各市場のニーズに的確に対応するとともに事業ごとの機動的な展開を促進するための体制を構築しております。そして個別個社ごとに競争力を持ち、持続的な成長が図れ、結果的にグループ全体が飛躍できる運営形態を推進いたします。

（収益性の向上と成長分野への経営資源投入）

デジタルエンタテインメント事業においては、各ハードメーカーによる据置型ゲーム機・携帯型ゲーム機の普及、携帯電話・携帯端末機といった新たなプラットフォームの拡大や世界的なオンライン環境の整備により、ネットワークによる繋がりを重視した新たな遊び方を求めるユーザーが増加し、そのニーズもより一層多様化するものと考えております。

これらの「多様性」、「グローバル化」が求められる中、より選択と集中を行い最適な経営資源の投入を図ってまいります。

ゲーミング＆システム事業がビジネス展開しておりますカジノ市場は、世界各国、地域で法制化が進み、年々その数は増加しており、今後も安定的な成長が見込まれます。これにより、スロットマシンの製造、販売に加えて、安定的な収益が確保できるパーティシペーション（オペレーターとのプロフィットシェア方式）、カジノマネジメントシステムを展開する当社グループにとって、ビジネスチャンスが継続的に拡大しております。今後は、他社との戦略的提携等も視野に入れ、業績拡大を図ってまいります。

健康サービス事業においては、健康志向の高まりと団塊世代の退職による余暇時間の拡大を背景に、コナミスポーツクラブの出店や受託事業の強化を推進してまいりました。今後、健康志向がますます高まる一方で、その嗜好性やライフスタイルは多様化を見せることが想定されます。当社グループでは、更なる成長を図っていくために、多様化するお客様のニーズを的確に捉え、新たなライフスタイルの提案による「コナミスポーツクラブ」の付加価値向上を目指します。

当社グループは、既存のデジタルエンタテインメント事業、ゲーミング＆システム事業、健康サービス事業に加えて、中長期的に成長が見込まれる新たな分野も視野に入れながら、最適な経営資源の投入を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2010年３月31日現在）

当企業集団の主要な事業内容は次のとおりであります。

① デジタルエンタテインメント事業	ゲームソフト、アミューズメント、カードゲーム、オンライン等のデジタルコンテンツ及びそれに関わる製品の制作、製造及び販売
② ゲーミング＆システム事業	カジノ施設向けゲーミング機器及びカジノマネジメントシステムの開発、製造、販売及びサービス
③ 健康サービス事業	スポーツクラブ施設運営、フィットネス機器及び健康関連商品の制作、製造及び販売

(6) 企業集団の主要拠点等（2010年３月31日現在）

持株会社：

当社（東京都港区）

国内事業会社：

株式会社コナミデジタルエンタテインメント（東京都港区）
株式会社コナミスポーツ＆ライフ（東京都品川区）
ＫＰＥ株式会社（神奈川県座間市）
コナミリアルエステート株式会社（東京都港区）
株式会社インターネットレボリューション（東京都港区）
株式会社ハドソン（東京都港区）

海外事業会社：

Konami Digital Entertainment, Inc.（アメリカ）
Konami Gaming, Inc.（アメリカ）
Konami Australia Pty Ltd（オーストラリア）
Konami Digital Entertainment B.V.（オランダ）
Konami Digital Entertainment GmbH（ドイツ）
Konami Digital Entertainment Limited（香港）
Konami Software Shanghai, Inc.（中国上海市）

（注）所在地については、本社所在地を記載しております。

(7) 使用人の状況（2010年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業別セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
デジタルエンタテインメント事業	3,297名	104名増
ゲーミング＆システム事業	396名	22名増
健康サービス事業	1,547名	37名減
その他の事業	275名	1名増
全社（共通）	193名	14名減
合計	5,708名	76名増

（注）１．使用人は、連結ベースの就業人員であります。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
74名	5名減

（注）使用人は、当社の就業人員であります。

(8) 重要な子会社の状況（2010年３月31日現在）

① 重要な子会社

名　称	資本金	出資比率 %	主要な事業内容
株式会社コナミデジタル エンタテインメント	26,000百万円	100.0	オンラインゲーム、家庭用ゲームソフト、アミューズメント機器、カードゲーム、携帯電話向けコンテンツ等の企画、制作、製造及び販売
株式会社コナミスポーツ＆ライフ	13,000百万円	100.0	スポーツクラブ施設の運営 健康関連商品及びサービスの企画、製造及び販売
ＫＰＥ株式会社	1,000百万円	100.0	パチンコ機用液晶ユニット等の制作、製造及び販売
コナミリアルエステート株式会社	10,000百万円	100.0	不動産の賃貸・管理
株式会社インターネットレボリューション	1,250百万円	(70.0) 70.0	インターネットポータルサイトの運営
株式会社ハドソン	5,064百万円	53.9	モバイル、オンラインゲームコンテンツ及び家庭用ゲームソフトの制作、製造及び販売
Konami Corporation of America	35,500千米ドル	100.0	米州における持株会社
Konami Digital Entertainment, Inc.	23,870千米ドル	(100.0) 100.0	米州における家庭用ゲームソフト及びカードゲーム商品等の制作、製造及び販売
Konami Gaming, Inc.	25,000千米ドル	(100.0) 100.0	米州におけるカジノ機器の制作、製造及び販売
Konami Digital Entertainment B.V.	9,019千ユーロ	100.0	欧州におけるアミューズメント機器等の販売
Konami Digital Entertainment GmbH	5,113千ユーロ	(100.0) 100.0	欧州における家庭用ゲームソフト及びカードゲーム商品等の制作、製造及び販売
Konami Digital Entertainment Limited	19,500千香港ドル	100.0	アジアにおける製品の製造及び販売
Konami Software Shanghai, Inc.	2,000千米ドル	100.0	アジアにおける家庭用ゲームソフトの制作
Konami Australia Pty Ltd	30,000千豪ドル	100.0	豪州におけるカジノ機器の制作、製造及び販売

（注）１．出資比率欄上段の（　）内表示は、間接所有比率で下段の内数となっております。

２．株式会社コナミスポーツ＆ライフは、2009年５月に株式会社セルフフィットネスクラブと合併しております。

② 企業結合の状況

上記の重要な子会社14社を含む連結子会社は22社、持分法適用会社は１社であります。

なお、連結決算の概要は、「１．企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

２．会社の株式に関する事項

株式の状況（2010年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 450,000,000株

② 発行済株式の総数 143,500,000株

③ 株主数 51,286名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
財団法人上月スポーツ・教育財団	14,700千株	11.01%
コウヅキホールディング	13,530	10.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,724	8.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,207	6.15
コウヅキキャピタル株式会社	7,036	5.27
株式会社三井住友銀行	4,135	3.10
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,790	2.84
ＪＰモルガン証券株式会社	3,000	2.25
シービーエヌワイユーエムビーファンド	1,791	1.34
三菱ＵＦＪ証券株式会社	1,521	1.14

（注）持株比率は、自己株式（10,039千株）を控除して計算しております。

３．会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2010年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役会長兼社長 執行役員社長	上月　景正	財団法人上月スポーツ・教育財団理事長
代表取締役 執行役員副社長	山口　憲明	
代表取締役 執行役員副社長	東尾　公彦	
取締役	上月　拓也	
取締役	五代　友和	株式会社マヤテック代表取締役会長 株式会社ハドソン社外取締役
取締役	水野　博之	広島県産業科学技術研究所所長 株式会社メガチップス社外取締役 （元　松下電器産業株式会社※副社長） ※は現在のパナソニック株式会社
取締役	弦間　明	株式会社資生堂相談役 キリンホールディングス株式会社社外取締役 （元　株式会社資生堂代表取締役社長）
常勤監査役	大沼　昇	（元　株式会社三井住友銀行理事）
監査役	大堀　太千男	（元　警視総監）
監査役	水野　勝	日本たばこ産業株式会社顧問 （元　国税庁長官、元　日本たばこ産業株式会社代表取締役社長）
監査役	雀部　昌吾	バンドー化学株式会社特別顧問 学校法人神戸薬科大学理事長 日本毛織株式会社社外取締役 （元　バンドー化学株式会社代表取締役社長）

（注）１．取締役のうち五代友和、水野博之及び弦間明の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．監査役大沼昇、大堀太千男、水野勝及び雀部昌吾の４氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．2009年６月26日開催の第37回定時株主総会において、上月拓也氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

４．取締役五代友和氏の重要な兼職先である株式会社ハドソンは、当社の子会社であります。

５．常勤監査役大沼昇氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

６．監査役水野勝氏は、国税庁長官等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

７．当社は、取締役五代友和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等　の　額
取　締　役	８名	462百万円
監　査　役	４名	45百万円
合　　計	12名	507百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主　な　活　動　状　況
取締役	五　代　友　和	当事業年度開催の取締役会の９回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	水　野　博　之	当事業年度開催の取締役会の９回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	弦　間　　明	当事業年度開催の取締役会の９回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大　沼　　昇	当事業年度開催の取締役会９回及び監査役会９回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	大　堀　太千男	当事業年度開催の取締役会９回のうち８回に、また当事業年度開催の監査役会９回のうち８回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	水　野　　勝	当事業年度開催の取締役会９回及び監査役会９回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	雀　部　昌　吾	当事業年度開催の取締役会９回及び監査役会９回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに社外監査役は、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

③ 社外役員の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等　の　額
社外役員の報酬等の総額	７名	79百万円

（注）上記社外役員の報酬等の総額は、「３．(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額」に含まれております。

④　社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は12百万円であります。

４．会計監査人の状況

(1) 名称　　あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	207百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	321百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当社は米国企業改革法（SOX）に係る監査も受けておりますが、これら全ての合計額を記載しております。

２．当社の重要な子会社のうち、Konami Corporation of America、Konami Digital Entertainment B.V.他６社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、コンプライアンス委員会が中心となって、業務プロセスや規程の整備、評価・監視体制の強化により、取締役の職務執行の適正を確保しております。また、違法行為に対する牽制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行っております。さらに、ニューヨーク証券取引所上場により適用を受けている米国企業改革法に基づく内部統制システムの構築についても、実績を積み上げております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、情報管理規程や文書管理規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻くさまざまなリスクを把握・管理するため、危機管理規程等を制定し、リスクマネジメント委員会が中心となって、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、企業理念・行動規範・役職員行動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムを通じて全職員に徹底しております。また、コンプライアンス委員会が中心となって、体制強化に努めております。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

持株会社である当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じてグループ全体の業務運営を管理するとともに、グループ各社の内部統制システムの整備を進めております。また、情報の保存管理、リスク管理、コンプライアンス等、グループ全社で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図っており、監査役会による監査体制も、持株会社を中心としたグループ監査体制を構築しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等補助業務に十分な専門性を有する者を配置することとしております。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、配置すべき職務補助者の選任等に関して意見を述べることができるものとしております。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては取締役からの指揮は受けないものとしております。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役会に報告することとしております。また、監査役会が使用人等から直接報告を受けられるように内部通報制度を導入しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する、などを行うことができるものとしております。

６．会社の支配に関する基本方針

当社は会社の支配に関する基本方針を次のとおり定めております。

(1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、企業理念として、「『価値ある時間』の創造と提供を通して、常に期待される企業集団を目指す」ことを掲げ、「株主最重視の基本姿勢」及び「ステークホルダーとの良好な関係の維持と良き企業市民としての社会貢献」を経営の基本方針としており、「国際基準」、「公正な競争」、「高収益の追求」を経営の具体的な指針として、グループ経営資源の最適活用をより一層目指し、これらの企業価値の源泉を継続的・安定的に成長・拡大していくことにより、企業価値・株主共同の利益の確保、向上に努めてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

このような基本方針の実現に資する取組みとして、当社グループは、2006年３月31日より持株会社体制に移行し、「デジタルエンタテインメント事業」、「ゲーミング＆システム事業」、「健康サービス事業」の３つの事業を柱とする経営に取組んでおります。持株会社がグループ全体の経営戦略の策定、各事業会社における業務執行状況のチェック等の機能を担う一方、事業会社は事業領域の中で迅速な意思決定を行うことにより、時代の変化を先取りする経営を実践し、持株会社のメリットである「経営の透明性のさらなる向上」、「機動的な経営体制の構築」、「徹底した収益責任体制の構築」を最大限に実現させ、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社株式の大規模な買付行為がなされた場合に、これを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定するべきものと考えます。しかしながら、大規模な買付行為のなかには、株主の皆様が適切な判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合や、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えております。また、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えております。当社は、そのような場合には、企業価値及び株主共同の利益を保護するため、相当かつ適切な対応をとることが必要であると考えております。

そこで、当社は、2007年６月28日開催の第35回定時株主総会の決議を受け、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策。以下「本プラン」という。）を導入いたし

ました。

本プランの内容は、以下のとおりであります。

当社取締役会は、特定の株主グループの株券等保有割合が20%以上となるような当社株式の買付行為等を行おうとする者（以下「大規模買付者」という。）に対し、(a) 買付実行に先立ち、買付けの目的、方法及び内容、買付価額の算定根拠等の大規模買付情報の提供を求め、(b) 大規模買付行為の難易度に応じ、60日間または90日間の買付行為評価期間において、大規模買付情報を十分に評価・検討し、(c) 株主の皆様に当社取締役会としての意見を公表し、また、代替案等の提示や大規模買付者との交渉も行います（以下、上記(a) から(c) を「大規模買付ルール」という。）。

そして、(d) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、大規模買付者にとって差別的行使条件が付された新株予約権の無償割当て等の会社法その他法律及び当社定款にて定められている適切な措置を発動し、大規模買付者に対抗します。(e) 大規模買付者が同ルールを遵守する場合には、原則として対抗措置は発動しませんが、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合には、例外的に対抗措置を発動する場合があります。

(4) 本取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記(3) の取組みついて、以下の理由により本取組みが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、また当社会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、手続・判断の公正性・合理性を確保するため、独立委員会を設置します。独立委員会は取締役会の諮問機関として、大規模買付ルールの遵守状況の確認、買付内容等の検討及び対抗措置の検討を行い、対抗措置発動の是非について当社取締役会に勧告を行います。

② 株主意思を尊重するものであること

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、定時株主総会における株主の皆様のご承認のもとに本プランを導入しております。

③ 外部専門家の助言

当社取締役会、監査役及び独立委員会は、その検討、判断に際して、公正性・合理性をより一層高めるため、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

④ 合理的な客観的条件の設定

本プランにおける対抗措置は、予め定められた合理的な客観的条件に該当した場合のみ発動されるように設定するとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重することにして

おり、当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑤　デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランの有効期間は、2007年６月28日開催の当社第35回定時株主総会終結の時から2010年３月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの３年間とし、また、有効期間内であっても、当社取締役会により本プランを廃止することが可能です。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当と企業価値の向上が、株主の皆様への重要な利益還元と考えております。内部留保につきましては、今後も会社の継続的な成長力と競争力の強化を図るため、将来性の高い分野に対する投資に活用していく考えでおります。

当連結会計年度につきましては、2009年11月27日に中間配当として１株当たり27円を実施しており、期末配当27円との合計で１株当たり54円の利益配当を実施することといたしました。

連結貸借対照表

(2010年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産		**流動負債**	
現金及び現金同等物	50,740	１年内返済予定の長期借入債務及びキャピタル・リース債務	2,433
受取手形及び売掛金（貸倒引当金控除後）－2010年３月31日現在の貸倒引当金は680百万円	30,164	支払手形及び買掛金	16,138
		未払税金	3,962
棚卸資産	23,497	未払費用	18,568
繰延税金資産	20,669	前受収益	6,246
前払費用及びその他の流動資産	9,492	その他の流動負債	6,118
流動資産合計	134,562	流動負債合計	53,465
有形固定資産	**62,434**	**固定負債**	
投資及びその他の資産		長期借入債務及びキャピタル・リース債務（１年内返済予定分を除く）	39,885
市場性のある有価証券	226	未払退職・年金費用	2,861
関連会社に対する投資	2,146	繰延税金負債	4,162
識別可能な無形固定資産	35,246	その他の固定負債	8,594
営業権	21,899	固定負債合計	55,502
差入保証金	27,685	負債合計	108,967
繰延税金資産	3,531	**(契約債務及び偶発債務)**	
その他の資産	10,469	契約債務及び偶発債務	
投資及びその他の資産合計	101,202	**(純資産の部)**	
		株主資本	
		資本金	**47,399**
		資本剰余金	**77,089**
		利益準備金	**284**
		利益剰余金	**83,055**
		その他の包括利益（損失）累計額	**△175**
		自己株式	**△23,187**
		株主資本合計	184,465
		非支配持分	**4,766**
		純資産合計	189,231
資産合計	**298,198**	**負債及び純資産合計**	**298,198**

連結損益計算書

（自　2009年４月１日
至　2010年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
売上高		262,144
営業費用		
売上原価	185,734	
販売費及び一般管理費	55,407	
構造改革費用	2,339	243,480
営業利益		**18,664**
その他の収益（費用）		
受取利息	165	
支払利息	△1,574	
為替差損益―純額	67	
その他―純額	△200	△1,542
税引前当期純利益		**17,122**
法人税等		3,600
持分法投資利益－純額		56
非支配持分控除前当期純利益		**13,578**
非支配持分帰属利益		264
当社株主に帰属する当期純利益		**13,314**

連結資本勘定計算書

（自　2009年４月１日
至　2010年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計	非支配持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益準備金	利益剰余金	その他の包括利益(損失)累計額	自己株式			
期首残高	47,399	77,090	284	76,947	98	△23,186	178,632	4,907	183,539
当社株主への配当金				△7,206			△7,206		△7,206
非支配持分への配当金								△381	△381
自己株式の取得						△3	△3		△3
自己株式の処分		△1				2	1		1
包括利益									
当期純利益				13,314			13,314	264	13,578
為替換算調整額					△207		△207	△4	△211
売却可能な有価証券の未実現評価損益					△8		△8		△8
年金債務調整額					△58		△58	△20	△78
当期包括利益合計							13,041	240	13,281
期末残高	47,399	77,089	284	83,055	△175	△23,187	184,465	4,766	189,231

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

連結の範囲に関する事項

１．連結子会社の数　　22社

２．主要な連結子会社の名称

株式会社コナミデジタルエンタテインメント、株式会社コナミスポーツ＆ライフ、ＫＰＥ株式会社、コナミリアルエステート株式会社、株式会社インターネットレボリューション、株式会社ハドソン、Konami Corporation of America、Konami Digital Entertainment, Inc.、Konami Gaming, Inc.、Konami Digital Entertainment B.V.、Konami Digital Entertainment GmbH、Konami Digital Entertainment Limited、Konami Software Shanghai, Inc.、Konami Australia Pty Ltd

持分法の適用に関する事項

１．持分法適用会社の数　　１社

２．持分法適用会社の名称　リゾートソリューション株式会社

重要な会計方針

１．連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則附則（2009年12月11日法務省令第46号）第３条第１項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同項の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

２．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

売買目的の有価証券及び売却可能な有価証券のうち、公正価額が容易に確定できるものは、公正価額で計上しております。償還期限まで保有する有価証券は、プレミアム及びディスカウントの償却調整後の償却原価で計上しております。売却可能な有価証券の売却により実現する損益は、平均原価法に基づいて算出しております。

(2) 棚卸資産

棚卸資産のうち、再販用の商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、低価法により評価されております。原価の算定においては、ソフトウエア製品については個別法、その他については平均法を適用しております。

３．固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 …… 主に定率法を採用しております。
社内利用目的のソフトウエア … 定額法を採用しております。
４．引当金の計上基準
貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
５．営業権及び識別可能な無形固定資産
営業権は、被買収会社の取得価額と被買収会社の純資産の見積公正価値との差額を表しております。識別可能な無形固定資産は、商標、会員リスト、ゲーミング・ライセンス及びフランチャイズ契約等に関連する無形固定資産を示しており、主として子会社の取得に伴って取得したものであります。営業権及び耐用年数が確定できない識別可能な無形固定資産については、少なくとも年１回の公正価値に基づいた減損の判定を行う必要があり、毎連結会計年度末に減損テストを行っております。耐用年数が確定できる識別可能な無形固定資産については、７年から15年の見積耐用年数で償却を行っております。
６．長期性資産の減損または処分
長期性資産の帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合、その資産について減損に関する検討を行っております。帳簿価額が当該資産に係る割引前の将来見積キャッシュ・フローを上回る場合には、認識すべき減損額はその資産の帳簿価額のうち見積公正価値を上回る部分となります。処分予定の資産は、帳簿価額と公正価値から売却に係る費用を差し引いた額のうち、いずれか低い方の額で評価されます。
７．未払退職・年金費用
確定給付型退職給付債務の積立状況（すなわち、年金資産の公正価値と退職給付債務の差額）を連結貸借対照表で認識しており、それに対応する調整を税効果考慮後で、その他の包括利益（損失）累計額に計上しております。また、数理計算上の差異は、期首時点の当該残高が回廊（退職給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10％）を超える部分について、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。なお、制度の一部は、複数事業主による確定給付型制度として、各期間における要拠出額に基づいた純年金費用を認識しております。
８．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。
９．記載金額について
記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

重要な会計方針の変更

１．2009年７月１日より、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（以下「ASC」）105「一般に認められた会計原則」（旧財務会計基準書（以下「SFAS」）第168号「FASB会計基準成文化及び一般に公正妥当と認められた会計原則のヒエラルキーーSFAS第162号の改訂」）を適用しております。ASCは、従来、様々な体系で規定されていた米国会計基準を整理・統一したものであり、米国証券取引委員会の規則や解釈指針を除き、強制力のある唯一の米国会計基準として位置付けられております。なお、ASC105の適用による当社及び子会社の財政状態及び経営成績に対する重要な影響はありません。

２．2009年４月１日より、ASC805「企業結合」（旧SFAS第141号「企業結合」の改訂版）を適用しております。ASC805は、買収企業が取得した資産、引き継いだ負債、被買収企業の非支配持分及び取得した営業権の認識及び測定について規定しております。なお、適用時点において、ASC805の適用による当社及び子会社の財政状態及び経営成績に対する重要な影響はありません。

３．2009年４月１日より、ASC810「連結」（旧SFAS第160号「連結財務諸表における非支配持分－ARB第51号の改訂」）を適用しております。ASC810は、子会社の非支配持分に関する会計処理及び子会社を連結から除外する際における会計処理について規定しております。また、ASC810は、親会社及び非支配持分へ帰属する金額を連結当期純利益に含めること、子会社が連結から除外された際に、親会社は利益または損失を認識すること及び親会社持分と非支配持分とを明確に特定し、識別して開示することを要求しております。ASC810の適用に伴い、当社及び子会社は、従来、連結貸借対照表の負債の部と資本の部の中間に分類していた少数株主持分を非支配持分として純資産の部に含めて表示するほか、連結損益計算書の表示科目を変更しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　79,900百万円

２．その他の包括利益（損失）累計額

当連結会計年度末におけるその他の包括利益（損失）累計額の内訳は以下のとおりであります。

為替換算調整額	△19百万円
売却可能な有価証券の未実現評価損益－純額	1百万円
年金債務調整額	△157百万円
その他の包括利益（損失）累計額	△175百万円

（連結資本勘定計算書に関する注記）

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　143,500,000株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2009年５月14日取締役会	普通株式	3,603	27.00	2009年３月31日	2009年６月５日
2009年11月５日取締役会	普通株式	3,603	27.00	2009年９月30日	2009年11月27日
計		7,206			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2010年５月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	3,603	27.00	2010年３月31日	2010年６月８日
計			3,603			

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社及び子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行借入や社債発行により資金を調達しております。なお、デリバティブについては、主として一部の営業債権債務に係る為替の変動リスクを軽減するため、先物為替予約を利用しておりますが、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理や残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務上の提携等に関連する株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案の上、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入債務は、主に営業取引や設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、今後３年以内に返済期限（償還期限）が順次到来します。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業債権債務等に係る為替の変動リスクの軽減を目的とした先物為替予約取引であり、当社及び子会社は、取引権限等を定めた財務規程等に従い、デリバティブ取引の管理を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入債務は、流動性リスクに晒されておりますが、グループ各社の資金繰計画を月次で作成・更新する等の方法により管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2010年３月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価（見積公正価値）及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（＊１） （百万円）	時価（見積公正価値）（＊１） （百万円）	差　額 （百万円）
現金及び現金同等物	50,740	50,740	－
受取手形及び売掛金	30,844		
貸倒引当金（＊２）	△680		
	30,164	30,164	－
市場性のある有価証券	226	226	－
支払手形及び買掛金	△16,138	△16,138	－
未払費用	△18,568	△18,568	－
長期借入債務	△15,204	△15,103	△101
デリバティブ取引	－	－	－

（＊１）負債に計上されているものについては、金額に「△」を付しております。

（＊２）受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

（現金及び現金同等物、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払費用）

これらは短期のうちに満期が到来するため、時価は帳簿価額とほぼ同額となっていることから、当該帳簿価額によっております。

（市場性のある有価証券）
　これらの時価は、株式市場を基にしております。

（市場性のない有価証券）
　市場価値が存在しない市場性のない有価証券について、公正価値の合理的な見積りには過大な費用を伴います。非公開企業の普通株式について公正価値を見積もることは現実的ではありません。従ってそれらの投資は、取得原価で計上されております。なお、市場性のない有価証券（連結貸借対照表計上額544百万円）は、「市場性のある有価証券」には含めておりません。

（長期借入債務）
　当社及び子会社の長期借入債務の時価は、最も活発な市場における相場、または満期が類似する同種の借入債務に対しての当社における現行の借入レートを用いて割引計算を行った各々の契約の将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいております。

（デリバティブ取引）
　主に売買目的以外の目的で使用される為替予約からなるデリバティブ取引の時価は、取引の相手方または第三者から入手した見積りに基づいております。なお、当連結会計年度末におけるデリバティブ取引の連結貸借対照表計上額はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,382円16銭
１株当たり当社株主に帰属する当期純利益	99円76銭

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2010年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)	**(178,743)**	**(負 債 の 部)**	**(25,730)**
流 動 資 産	**47,360**	**流 動 負 債**	**9,191**
現 金 及 び 預 金	32,037	短 期 借 入 金	7,307
営 業 未 収 入 金	3,097	１年以内に返済予定の長期借入金	204
前 払 費 用	181	未 払 金	568
繰 延 税 金 資 産	160	未 払 費 用	200
短 期 貸 付 金	9,393	未 払 法 人 税 等	886
未 収 法 人 税 等	2,245	預 り 金	23
そ の 他	246	**固 定 負 債**	**16,539**
貸 倒 引 当 金	△2	社 債	15,000
固 定 資 産	**131,382**	長 期 借 入 金	350
有 形 固 定 資 産	**406**	資 産 除 去 債 務	93
建 物 付 属 設 備	191	そ の 他	1,096
車 両 運 搬 具	24	**(純 資 産 の 部)**	**(153,012)**
工 具 器 具 備 品	191	**株 主 資 本**	**153,012**
無 形 固 定 資 産	**11**	**資 本 金**	**47,398**
ソ フ ト ウ ェ ア	4	**資 本 剰 余 金**	**43,240**
商 標 権	2	資 本 準 備 金	36,893
意 匠 権	4	その他資本剰余金	6,346
そ の 他	0	**利 益 剰 余 金**	**84,729**
投資その他の資産	**130,963**	利 益 準 備 金	283
投 資 有 価 証 券	521	その他利益剰余金	84,445
関 係 会 社 株 式	116,120	別 途 積 立 金	58,294
長 期 貸 付 金	13,949	繰 越 利 益 剰 余 金	26,150
長 期 前 払 費 用	5	**自 己 株 式**	**△22,355**
繰 延 税 金 資 産	76		
差 入 保 証 金	232		
そ の 他	64		
貸 倒 引 当 金	△6		
合 計	**178,743**	**合 計**	**178,743**

損 益 計 算 書

（自　2009年４月１日
至　2010年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
経営管理料収入	5,054	
受取配当金収入	14,241	19,295
営業費用		
販売費及び一般管理費		4,685
営業利益		**14,609**
営業外収益		
受取利息	256	
その他	44	300
営業外費用		
支払利息	41	
社債利息	242	
為替差損	100	
その他	30	415
経常利益		**14,495**
特別利益		
投資有価証券売却益	50	50
特別損失		
投資有価証券評価損	235	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	20	256
税引前当期純利益		**14,289**
法人税、住民税及び事業税	215	
法人税等調整額	△19	196
当期純利益		**14,092**

株主資本等変動計算書

（自　2009年４月１日
至　2010年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2009年３月31日残高	47,398	36,893	6,347	43,240	283	55,794	21,764	77,843	△22,354	146,127
当期変動額										
剰余金の配当							△7,206	△7,206		△7,206
別途積立金の積立						2,500	△2,500	－		－
当期純利益							14,092	14,092		14,092
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分			△0	△0					1	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	2,500	4,385	6,885	△0	6,884
2010年３月31日残高	47,398	36,893	6,346	43,240	283	58,294	26,150	84,729	△22,355	153,012

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2009年３月31日残高	8	8	146,136
当期変動額			
剰余金の配当			△7,206
別途積立金の積立			－
当期純利益			14,092
自己株式の取得			△2
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8	△8	△8
当期変動額合計	△8	△8	6,876
2010年３月31日残高	－	－	153,012

重要な会計方針

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券　時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

その他有価証券　時価のないもの … 移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法を採用しております。

無形固定資産 …… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用 …… 定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、13年による按分額を費用に戻し入れ処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することにしております。

４．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

５．記載金額について

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針の変更

１．資産除去債務に関する会計基準

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　2008年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　2008年３月31日）が、2010年３月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用しております。

この変更に伴い、営業利益及び経常利益はそれぞれ10百万円減少し、税引前当期純利益は30百万円減少しております。

２．退職給付に係る会計基準

当事業年度から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号　2008年７月31日）を適用しております。

なお、この変更による重要な影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

１．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	12,497百万円
短期金銭債務	7,660百万円
長期金銭債権	14,167百万円
長期金銭債務	350百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　570百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業収益	19,293百万円
販売費及び一般管理費	2,038百万円
営業取引以外の取引高	299百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当期末における自己株式の種類及び株式数

	前期末株式数（千株）	当期増加株式数（千株）	当期減少株式数（千株）	当期末株式数（千株）
普通株式	10,038	1	0	10,039
合計	10,038	1	0	10,039

（注）　普通株式の自己株式の株式数の増加１千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資等	2,221百万円
長期未払金	446百万円
未払費用等	162百万円
その他	111百万円
繰延税金資産　小計	2,941百万円
評価性引当額	△2,678百万円
繰延税金資産　合計	263百万円
繰延税金負債	
有形固定資産	△25百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債　合計	△26百万円
繰延税金資産の純額	237百万円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社コナミデジタルエンタテインメント	直接 100.0%	役員の兼任	経営管理料の受取	2,666	営業未収入金	1,897
				資金の貸付及び借入	6,792		
				受取利息	11	短期借入金	6,792
				支払利息	28		
	株式会社コナミスポーツ＆ライフ	直接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付	21,374	短期貸付金	8,805
				受取利息	197	長期貸付金	12,569
				増資の引受	4,000	－	－
	コナミリアルエステート株式会社	直接 100.0%	不動産の賃借	事務所賃借料等の支払	1,421	前払費用	125
						差入保証金	217

（注）　取引条件及び取引条件の決定方針等

1．経営管理料の受取については、持株会社である当社の運営費用等を検討して交渉の上決定しております。

2．資金の貸付・借入については、当社がコナミグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムによるものを含んでおり、期末残高を記載しております。なお、利率については、市場金利等を参考に決定しております。

3．増資の引受については、10百万株を１株当たり400円にて引き受けております。

4．事務所賃借料等の支払については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

5．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,146円50銭
１株当たり当期純利益	105円60銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年５月11日

コ ナ ミ 株 式 会 社
取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　田名部　雅　文　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　山　根　洋　人　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、コナミ株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結資本勘定計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則附則（平成21年法務省令第46号）第３条第１項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項　重要な会計方針１参照）に準拠して、コナミ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は平成21年４月１日より米国財務会計基準審議会　会計基準編纂書810「連結」（旧米国財務会計基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分－ARB第51号の改訂」）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年５月11日

コ ナ ミ 株 式 会 社
取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　田名部　雅　文　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　山　根　洋　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、コナミ株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2009年４月１日から2010年３月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、当期の監査方針、監査計画、各監査役の業務分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議に関してその内容を確認し、同決議に基づく体制の整備状況を検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社からの事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書、並びに連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2010年５月12日

コナミ株式会社　監査役会

常勤監査役　大　沼　　昇　㊞

監　査　役　大　堀　太千男　㊞

監　査　役　水　野　　勝　㊞

監　査　役　雀　部　昌　吾　㊞

（注）監査役４名は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	上月景正 (1940年11月12日生)	1969年３月　コナミ工業創業 1973年３月　コナミ工業株式会社（現コナミ株式会社）設立 1987年６月　当社代表取締役会長 1994年６月　当社代表取締役会長兼社長（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 財団法人上月スポーツ・教育財団理事長	122,190株
2	山口憲明 (1944年１月26日生)	1994年６月　当社入社 1994年６月　当社常務取締役国際本部長 1995年７月　当社常務取締役管理本部長 1996年２月　当社常務取締役財務本部長 2000年６月　当社取締役執行役員専務財務本部長 2001年６月　当社代表取締役執行役員専務財務本部長 2003年１月　当社代表取締役執行役員副社長 2007年４月　当社代表取締役副社長 2009年６月　当社代表取締役執行役員副社長（現任）	59,024株
3	東尾公彦 (1959年９月24日生)	1997年12月　当社入社 2000年１月　当社執行役員関西地区代表 2003年５月　当社執行役員人事本部長 2005年６月　当社取締役人事本部長 2008年５月　当社代表取締役副社長 2009年６月　当社代表取締役執行役員副社長（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長	24,140株
4	上月拓也 (1971年５月19日生)	1997年11月　Konami Computer Entertainment America,Inc.取締役副社長 2001年10月　Konami Corporation of America取締役社長 2002年10月　Konami Computer Entertainment Hawaii,Inc.取締役会長兼Konami Corporation of America取締役会長 2009年６月　当社取締役（現任）	13,954株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	五代友和 （1939年10月６日生）	1992年５月　当社取締役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社マヤテック代表取締役会長 株式会社ハドソン社外取締役	10,184株
6	水野博之 （1929年４月20日生）	1990年６月　松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）副社長 1994年８月　スタンフォード大学顧問教授 2001年６月　当社取締役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 広島県産業科学技術研究所所長 株式会社メガチップス社外取締役	10,191株
7	弦間明 （1934年８月１日生）	1997年６月　株式会社資生堂代表取締役社長 2001年６月　同社代表取締役執行役員会長 2003年６月　同社相談役（現任） 2004年６月　当社取締役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ キリンホールディングス株式会社社外取締役 NKSJホールディングス株式会社社外取締役	8,000株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．東尾公彦氏は、2010年６月29日付でリゾートソリューション株式会社の社外取締役に就任予定であります。

３．五代友和、水野博之及び弦間明の３氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は五代友和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

社外取締役候補者各氏は、いずれも事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者といたしました。

(2) 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）

五代友和氏　　18年
水野博之氏　　９年
弦間　明氏　　６年

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役候補者各氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第２号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

当社は、2007年６月28日開催の当社第35回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現行プラン」といいます。）を株主の皆様のご承認をいただき、導入いたしましたが、現行プランにつきましては、本総会終結の時をもって有効期間が満了いたします。

当社は、現行プランの導入後も、買収防衛策をめぐる近時の動向を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして現行プランについてさらなる検討を進めてまいりました。

係る検討の結果、現行プランの一部を変更したうえで継続（変更後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）することといたしましたので、現行プランの規定に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。現行プランからの変更点並びに本プランの内容は以下のとおりです。

なお、本プランについては、独立委員会の承認を得ております。

（現行プランからの変更点）

① 対抗措置の発動に際し、独立委員会の勧告、または、当社取締役会の判断により、株主総会において株主の皆様の意思を確認することができることを明記いたしました。

② 対抗措置を発動する場合に、非適格者に金銭等の経済的な利益の交付は行わないことを明記いたしました。（なお、非適格者とは、本プランⅢ３．(7)「対抗措置の概要（新株予約権の無償割当て）」(ﾁ) に定義される者です。）

③ いわゆる株券電子化に伴う所要の修正、証券取引法の改正による金融商品取引法の施行に伴う所要の修正を行いました。

④ 法令の変更等の事由により一部変更を行うことが適切である場合には、独立委員会の承認を得たうえで、当社取締役会の判断で所要の変更を行うことができることといたしました。

⑤ その他、読み易さを考慮した構成に変更いたしました。

（本プランの内容）

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えております。

しかし、株式の大規模買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付けの内容等について検討し、また、対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大規模買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解することはもちろんのこと、後記の当社の企業価値の源泉を理解したうえで、当該企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為に対して、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

Ⅱ．企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主、投資家の皆様に長期的かつ継続して投資していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、後記１に記載する当社の企業理念及び企業価値の源泉を十分に踏まえたうえで、後記２、３に記載する施策を実施してまいります。これらの取組みは、前記Ⅰの基本方針の実現に資するものと考えております。

１．当社の企業理念及び企業価値の源泉について

(1) 企業理念について

当社グループは、企業理念として、「『価値ある時間』の創造と提供を通して、常に期待される企業集団を目指す」ことを掲げ、「株主最重視の基本姿勢」及び「ステークホルダーとの良好な関係の維持と良き企業市民としての社会貢献」を経営の基本方針としており、当該経営の基本方針を具体化するため、「国際基準」、「公正な競争」、「高収益の追求」を経営の具体的な指針として、グループ経営資源の最適活用をより一層目指し、後記(2) の企業価値の源泉を継続的・安定的に成長・拡大していくことにより、企業価値・株主共同の利益の確保、向上に努めます。

(2) 企業価値の源泉について

当社は、1969年に創業し、1973年にはアミューズメント機器の製造販売を開始しましたが、1980年代に入り家庭用ゲームソフトの制作へ業務を拡大させ、1997年にはゲーミング機器市場へ参入するなど、時代とともに進化し続ける「娯楽」の分野において、常に時代の波頭を捉え、新たな挑戦をしてまいりました。また2001年より、高齢社会の到来に備え、需要と関心の高まりが予想される「健康」の分野に参入し、健康サービス事業を展開してまいりました。

このように、当社はこれまでの40年間の歴史の中で、「娯楽」と「健康」の分野において企業価値の源泉を培ってまいりました。具体的には、「娯楽」の領域における、デジタルエンタテインメント企業のリーディングカンパニーとして培ってきました創造的な発想力や製造技術及び制作ノウハウであり、また、これにより蓄積されたコンテンツ資産であります。また、「健康」の領域においても、2010年３月時点で全国に327施設（直営施設211施設・受託施設116施設）の国内最大規模のスポーツクラブを運営するノウハウと、当社の制作ノウハウを活かしたオリジナルフィットネスマシンの開発・製造や、各種サプリメントなどを自社で企画・開発できるメーカー機能を有していることです。

当社は、「娯楽」と「健康」の分野における企業価値の源泉を、さらに成長・拡大していくよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

２．中長期的な経営戦略に基づく取組みについて

当社は、自ら作り出す製品・サービスを「娯楽」「健康」の領域で最大化すべく、2006年３月31日に持株会社体制に移行し、経営と執行を明確に分離し、各事業におきましてユーザー変化にいち早く対応できる体制にすることで、企業価値向上に努めています。

デジタルエンタテインメント事業におきましては、ネットワーク環境の構築が進み、人々がデジタルコンテンツに触れる機会が増加する現在において、お客様のニーズを的確に捉

え、これまで培ってきた制作ノウハウやコンテンツ資産を活用し、より創造性を発揮して、世界中の人々に心から楽しいと感じていただける商品・サービスを提供してまいります。また、成熟している国内ゲームソフト市場のみならず、市場規模が大きい欧米のゲームソフト市場においても、引き続き注力してまいります。海外の優秀なクリエーターの登用や海外の有力制作スタジオとの共同開発により、当社の強みであるゲーム本来のおもしろさである「ゲームデザイン」技術と、欧米制作スタジオが持つ「テクノロジーデザイン」技術を融合させることにより、当社独自のグローバルフランチャイズタイトルを新たに創出してまいります。さらに、現在は、家庭用、業務用、携帯電話、パソコン等の様々なプラットフォームにおいてオンライン環境が整い、ネットワークによる繋がりを重視した新しい遊び方が求められているため、ネットワーク機能が標準装備されたゲーム機や携帯電話、スマートフォン等へのダウンロード販売にも積極的に取組んでまいります。

ゲーミング＆システム事業は、北米・豪州・日本の各開発拠点の連携をさらに強化し、当社グループがエンタテインメント領域で培った技術とノウハウをゲーミング機器の製造とシステム開発に積極的に取り入れ、カジノのエンタテインメント性を華やかに演出する斬新で革新的なゲーミング機器を市場に向け提供してまいります。また、グローバル化するカジノ市場を見据えて、地域別戦略からグローバル戦略へ展開を図ってまいります。世界最大の市場である米国においては、カジノが解禁される州が今後も引き続き増加し、北米市場の規模は一層拡大すると見られ、当社グループのエンタテインメント性を活かした高品質な商品とサービスを安定的に提供することによりシェア拡大を図ってまいります。すでに営業基盤を確立した北米や豪州に加え、今後、カジノ市場の成長拡大が見込まれる中南米やアジア地域などへの進出も積極化してまいります。

健康サービス事業においては、多様化するお客様のニーズを的確に捉え、新たなライフスタイルの提案による「コナミスポーツクラブ」の付加価値向上を目指してまいります。また、300を超える国内最大規模のスポーツクラブを運営しているという強みを最大限に活用し、施設プログラムの充実、健康管理のＩＴ化、商品拡充等の相乗効果を生み出して、健康サービス事業を推進してまいります。高齢社会の到来と生活習慣病対策等を背景に、社会全体における健康意識はさらに高まっており、地域特性やお客様のニーズにあわせた施設展開・販売等や商品・サービスの拡大に努め、健康事業を取り巻く環境の変化に応じて、施設内外を問わずに健康維持・増進を支援するべく取組みを進めてまいります。

当社グループは、既存のデジタルエンタテインメント事業、ゲーミング＆システム事業、健康サービス事業に加え、中長期的に成長が見込まれる新たな分野も視野に入れながら、最適な経営資源の投入を図ってまいります。

３．コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、前記の企業理念と経営の基本方針を達成するためには、「開かれた経営」「透明な経営」の確保が不可欠であり、以下のとおり、経営管理体制の一層の強化及びその有効な実践と運営に努めております。

まず、当社のガバナンス体制についてですが、取締役７名中３名を社外取締役とするとともに、４名の監査役を全員社外監査役としております。さらに、取締役の任期を１年としております。このように、役員構成及び任期の設定という点において、コーポレート・ガバナンス強化の方針を具体的施策として実践しております。

また、当社は、2002年に厳格な上場基準を採用するニューヨーク証券取引所への上場を果たし、その後も、コーポレート・ガバナンスやディスクロージャーなどの規制強化を目的に設定された米国企業改革法（ＳＯＸ法）に対応する内部統制の体制整備を行うことで、不正やミスを未然に防ぐ機能的な内部統制体制の強化を図っており、今後においても、グループ全体としてさらに強固な体制の構築に努めてまいります。

さらに、コーポレート・ガバナンス強化の一環としてのコンプライアンスにつきましては、取締役及び社員一人ひとりへの取組みとして、当社グループ全体で共有する「コナミグループ企業行動規範」及び「コナミグループ役職員活動指針」を設定し、コンプライアンスの周知と認識の統一を図っております。また、企業不祥事を未然に防止すべく、内部通報制度を全社的に奨励すると同時に、通報者の保護についても徹底しております。

当社は、2000年に日本企業としては初めて、米国ネバダ州のゲーミング機器製造・販売ライセンスを取得し、2010年３月までに北米36州の同ライセンスを取得しております。当該ライセンスの取得に際しては、きわめて厳格な審査が行われますが、当社は、当該審査に合格しております。また、当該ライセンス取得後においても、法人のみならず、取締役個人をも対象に厳格なコンプライアンスが継続的に求められており、当社は、引き続き、厳格なコンプライアンスの維持に努めてまいります。

Ⅲ．本プランの目的及び内容

１．本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、前記Ⅰに記載した基本方針に沿って、現行プランを改定したうえで、導入するものです。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付提案に応じるか否かについては株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えておりますが、前記基本方針に記載したとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付けを抑止するとともに、大規模買付けが行わ

れる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、株主の皆様が当該大規模買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

一方、2010年３月31日現在において、当社発行済株式（自己株式を除く）の約26％は、当社役員が関与する財団及び法人により保有されております。しかしながら、当社は株式公開会社であることから、当該財団及び法人の意思決定により、将来、当社株式が譲渡される可能性は否定できません。また当社グループが今後成長していく過程で、資本市場からの資金調達を行う可能性もあり、その場合には、上記株主の持株比率が希釈化されることになります。

これらの事由を鑑みると、当社の発行する株式の流動性はさらに増し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあると考えております。

なお、現時点において、当社は、買収の具体的な提案を受けてはおりません。

２．本プランの導入に係る手続・日程

現行プランを改定したうえで、本プランを導入するにあたり、株主の皆様の意思を適切に反映するため、2010年６月29日開催予定の当社第38回定時株主総会における決議により、本プランをご承認いただきます。

３．本プランの内容

＜本プランの概要＞

本プランの概要は、当社取締役会が、後記(1)「対象となる大規模買付行為」において定義される大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、①買付実行に先立ち、買付けの目的、方法及び内容、買付価額の算定根拠等の大規模買付情報の提供を求め、②大規模買付行為の類型に応じ、60日間または90日間の買付行為評価期間（後記(3)「買付内容の評価検討」において定義されます。）において、大規模買付情報を十分に評価、検討し、③株主の皆様に当社取締役会としての意見を公表し、また、代替案等の提示や大規模買付者との交渉も行い、これらの一定の評価、検討、交渉の後、大規模買付者は大規模買付けを行うことができるものとするものです（以下、前記①から③を「大規模買付ルール」といいます。）。

そして、当社取締役会は、④大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、大規模買付者にとって差別的行使条件が付された新株予約権の無償割当てなどの会社法その他法律及び当社定款にて定められている適切な措置を発動し、大規模買付者に対抗します。⑤大規模買付者が同ルールを遵守する場合には、原則として対抗措置は発動しませんが、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断される

場合には、例外的に対抗措置を発動する場合があります。

当社は、本プランに従った対抗措置の発動の適否及び具体的な方法等について、取締役の恣意的判断を排除するため、独立委員会規則（その概要は、別紙１「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。）に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会（独立委員会の委員は、別紙２「独立委員会の委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。）を設置し、その客観的な判断を経るものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の対抗措置発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

(1) 対象となる大規模買付行為

本プランでは、以下の(a) または(b) に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合を適用対象とします。ただし、予め当社取締役会が同意した買付けは含まないものとします。

(a) 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付け等

(b) 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]を行う者の株券等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株券等保有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書並びにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(2) 大規模買付情報の提供の要求

大規模買付者には、買付けの実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内[8]に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報が大規模買付情報として不十分であると当社取締役会が判断した場合には、必要に応じて独立委員会に諮問のうえ、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めて、大規模買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された情報は、株主の皆様のご判断のために必要と認められる場合には、適切と判断される時点で、その全部または一部を開示します。

大規模買付者が提供すべき大規模買付情報の項目の概要は以下のとおりであります。

(a) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者[9]、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該大規模買付者等による買付け等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）

(b) 買付けの目的、方法及び内容（買付けの対価の価額・種類、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けの実現可能性を含みます。）

(c) 買付けの価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）

(d) 買付けの資金の裏付け（買付けの資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

(e) 買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策

(f) 買付け後の当社及び当社グループの従業員、労働組合、顧客、取引先、地域社会その他の利害関係者に関する対応方針

(g) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

(h) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令等の遵守に関する事項

(i) その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、意向表明書等の記載を含む、当社取締役会等への一切の情報提供、通知・連絡並びに交渉は、日本語においてなされるもののみ、正当なものとします。

(3) 買付内容の評価検討

(ｲ) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価検討の類型に応じ、次の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案作成のための期間（以下「買付行為評価期間」といいます。）として与えられるものとします。従って、大規模買付者は、買付行為評価期間が経過するまでは、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

(a) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合
60日間

(b) その他の大規模買付行為の場合　90日間

買付行為評価期間中、当社取締役会は、必要に応じ外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受け、提供された大規模買付情報を十分に評価し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(ﾛ) 独立委員会による検討並びに当社取締役会への勧告

当社取締役会は、前記(ｲ) の評価検討と併せて、大規模買付者から大規模買付情報の提供を受けた後、独立委員会に、大規模買付者の買付内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等及び対抗措置発動の是非等について諮問します。

独立委員会は、買付行為評価期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付けの内容等を検討し、後記(4) 「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に基づき、当社取締役会に対して対抗措置発動の是非を含む勧告を行います。

独立委員会は、必要に応じ、買付内容等の検討、取締役会への勧告等に際し、外部専門家の助言を受けることができるものとします。また、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議等を求めた場合には、大規模買付者は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会が、買付行為評価期間満了時までに、対抗措置発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付者の買付け等の内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、買付行為評価期間を延長する旨の決議を行います。この場合、当社は、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を速やかに株主の皆様に開示します。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(ｲ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（以下「発動事由その１」といいます。）、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置として、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための適切な措置をとることがあり、係る措置として、後記(7) 「対抗措置の概要」のとおり、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

(ロ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合（以下「発動事由その２」といいます。）には、当社取締役会は、例外的に大規模買付行為に対する対抗措置として、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための適切な措置をとることがあり、係る措置として、後記(7)「対抗措置の概要」のとおり、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。具体的には、次のいずれかに該当する場合で、かつ、係る大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合とします。

大規模買付行為が次のいずれにも該当しないか、または、該当したとしても係る大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうものと認められない場合には、当社は対抗措置を発動しません。

(a) 株券等を買い占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求するような場合
(b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような場合
(c) 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用するような場合
(d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けるような場合
(e) 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付けである場合
(f) 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付けである場合

(g) 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、従業員、顧客、取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付けである場合

(5) 当社取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、前記(4) の対応方針に従い、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、最終的に対抗措置の発動・不発動について決議するものとします。なお、対抗措置発動の取締役会決議に際しては、事前に監査役の過半数の同意を要するものとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、速やかに当該決議の内容、独立委員会の勧告の概要その他の事項について、情報開示を行います。ただし、当社取締役会は、①独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告をした場合、または、②前記(4) (ﾛ) で定める発動事由その２の該当性が問題となっている場合で、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するという当社の基本方針に則り、株主総会に諮ることが適切であると判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(6) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを決定した後であっても、大規模買付者から買付提案の判断の基礎になった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合、大規模買付行為が存しなくなった場合その他対抗措置の発動が相当ではないと判断した場合には、原則として、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前に限り、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。係る対抗措置発動の停止等を行う場合に、株主及び投資家の皆様に与える影響については、後記Ⅴ．２をご参照ください。

(7) 対抗措置の概要（新株予約権の無償割当て）

本プランにおける、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、次のとおりであります。

(ｲ) 割当の対象となる株主及び新株予約権の数

新株予約権の無償割当てを行う時に当社取締役会が定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する株式１株につき新株予約権１個の割合で、新株予約権の無償割当てをしま

す。

(ﾛ) 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が定めます。

(ﾊ) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株以内で当社取締役会が定める数とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

(ﾆ) 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当基準日における当社の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）を上限として当社取締役会が定める数とします。

(ﾎ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１円以上で当社取締役会が定める額とします。

(ﾍ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(ﾄ) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての決議において、当社取締役会が定める日を初日とし、１ヵ月間から３ヵ月間までの範囲で定める期間とします。

(ﾁ) 新株予約権の行使条件

次の(a) ないし(d) に掲げる者（以下「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使できないものとします。

(a) 大規模買付者

(b) 大規模買付者の共同保有者

(c) 大規模買付者の特別関係者

(d) 上記(a) から(c) に該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。）また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として、新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、後記(ﾘ) のとおり、当社による株式を対価とする取得の対象となります。）。

(ﾘ) 当社による新株予約権の取得

当社は、新株予約権につき、当社取締役会が定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行

使のもの全てを取得し、これと引換に、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の取得条件を付けることがあります。係る場合においては、当該取得がなされた日より後に、新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当社による取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち、当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換に、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、当社は、本プランの発動にあたり、非適格者に対し、新株予約権の金銭等による買取等、金銭等の経済的な利益の交付は行いません。

４．本プランの有効期間及び変更・廃止

本プランは、2010年６月29日開催予定の当社第38回定時株主総会で出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認をいただけた場合にのみ、効力を生じます。同総会でご承認いただけた場合は、本プランの有効期間は、同総会終結の時から2013年３月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの３年間とします。ただし、本プランは、有効期間内であっても、独立委員会の勧告または当社取締役会自身の判断により当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間内であっても、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更・廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設または改廃が行われ、係る新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実及び内容（修正・変更の場合）その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

Ⅳ．本取組みが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、以下の理由により本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、また当社会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、手続・判断の公正性・合理性を確保するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置します。独立委員会は取締役会の諮問機関として、大規模買付ルールの遵守状況の確認、買付内容等の検討及び対抗措置の検討を行い、対抗措置発動の是非について当社取締役会に勧告を行います。

(2) 株主意思を尊重するものであること

本プランは、株主の皆様のご意思を反映するために、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを導入いたします。また本プランの定時株主総会におけるご承認の後も、本プランには有効期間を３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能であるほか、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。

さらに、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができることとしています。

(3) 外部専門家の助言

当社取締役会、監査役及び独立委員会は、その検討、判断に際して、公正性・合理性をより一層高めるため、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

(4) 合理的な客観的条件の設定

本プランにおける対抗措置は、予め定められた合理的な客観的条件に該当した場合のみ発動されるように設定するとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重することにしており、当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) 買収防衛策に関する指針の要件等を充足していること

本プランは経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示、株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、かつ、平成20年６月30日付企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」も踏まえております。

また、本プランは、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致したものです。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、係る取締役によって構成される取締役会により、廃止することができるため、デットハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

Ⅴ．株主及び投資家の皆様に与える影響

１．本プラン導入時に与える影響

本プラン導入時点においては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

この点、大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。なお、前記Ⅲ．３．(4) において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

２．新株予約権の無償割当て時及び行使時に与える影響

当社取締役会が新株予約権の無償割当てを決議した場合、当該決議において割当基準日を定め、これを公告いたします。この場合、割当基準日における当社の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき新株予約権１個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他、後記３「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」(1) において詳述する新株予約権の行

使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。ただし、当社は、後記３「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」(2) に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換に当社株式を交付することがあります。当社が係る取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当基準日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式１株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

３．新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

(1) 新株予約権の行使手続

当社は、割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式といたします。）その他新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内に、これら必要書類を提出いただいたうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権１個につき、１株以下で当社取締役会が定める数の当社株式が発行されることになります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

(2) 当社による新株予約権の取得手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換に当社株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、株主の皆様においては、金銭の払込みを含む前記(1)に記載の新株予約権の行使手続は不要ですが、別途、ご自身が非適格者でないこと等に

ついての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。上記のほか、割当方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以　上

---

[1] 金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

[2] 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

[3] 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本書において同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。(b) において同じとします。

[5] 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本書において同じとします。

[6] 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本書において同じとします。

[7] 金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本書において同じとします。

[8] 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。本書において同じとします。

[9] 金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

別紙１

独立委員会規則の概要

１．構成

(1) 独立委員会は、企業経営についての高度の見識または高度の専門知識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者で構成するものとし、その人数は原則として３名以上とします。

(2) 独立委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任します。

２．任期

独立委員会の委員の任期は、原則として選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任することを妨げないものとします。任期の満了する取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなします。ただし、当社社外取締役または当社社外監査役であった委員が、当社社外取締役または当社社外監査役でなくなった場合には、独立委員会の委員としての任期も同様に終了するものとします。

３．権限及び責任

(1) 独立委員会は、取締役会の諮問に応じ、主として次に掲げる事項について審議・決議しその決議の内容を、理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されたか否かの判断
② 本プランの対象となる大規模買付行為により、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断
③ 大規模買付者が提供する情報が必要かつ十分なものであるかどうかの判断
④ 買付行為評価期間の延長が必要かどうかの判断
⑤ 対抗措置の発動の要否
⑥ 対抗措置の中止等の要否
⑦ 対抗措置発動の実施に際しての株主総会の承認の要否
⑧ 本プランの廃止または変更の要否

(2) 独立委員会は、上記の事項に加え、取締役会の諮問・要請に応じ、以下に記載される事項等を行うことができます。

① 大規模買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
② 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査、検討
③ 大規模買付者との交渉・協議
④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求、代替案の検討

(3) 独立委員会は、大規模買付者に対し、提供された大規模買付情報が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提供するよう求めることができます。また、独立委員会は、大規模買付者から十分な情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めることができます。

(4) 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。

(5) 独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を受けることができます。

(6) 独立委員会は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上の観点から決議その他の事項を行うことを要し、各委員は自己または経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的としてはなりません。

(7) 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動その他の事項に関し、決議を行うものとします。

４．決議

独立委員会の決議は、原則として、特別利害関係者を除く全ての委員が出席し、その過半数をもって行います。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由がある場合は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。

以　上

別紙２

独立委員会の委員の氏名・略歴

五代　友和（ごだい　ともかず）1939年10月６日生
1975年６月　摩耶商事株式会社（現株式会社マヤテック）代表取締役社長
1992年５月　当社社外取締役（現任）
2006年６月　株式会社マヤテック代表取締役会長（現任）
2009年６月　株式会社ハドソン社外取締役（現任）

水野　博之（みずの　ひろゆき）1929年４月20日生
1990年６月　松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）副社長
1994年８月　スタンフォード大学顧問教授
1998年４月　広島県産業科学技術研究所所長（現任）
2001年６月　当社社外取締役（現任）
2002年６月　株式会社メガチップス社外取締役（現任）

大沼　昇（おおぬま　のぼる）1948年１月１日生
1970年４月　株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1998年４月　同行福岡支店長
1999年４月　同行理事
1999年６月　当社社外監査役（現任）

以　上

別紙３

当社の大株主の状況

2010年３月31日現在

株主名	持株数	持株比率
財団法人上月スポーツ・教育財団	14,700千株	11.01%
コウヅキホールディング	13,530	10.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,724	8.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,207	6.15
コウヅキキャピタル株式会社	7,036	5.27
株式会社三井住友銀行	4,135	3.10
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,790	2.84
ＪＰモルガン証券株式会社	3,000	2.25
シービーエヌワイユーエムビーファンド	1,791	1.34
三菱ＵＦＪ証券株式会社	1,521	1.14

（注）持株比率は、自己株式（10,039千株）を控除して計算しております。

以　上

〈株主総会会場ご案内図〉

会場　東京都品川区東品川四丁目10番１号
コナミスポーツクラブ本店「アリーナ」

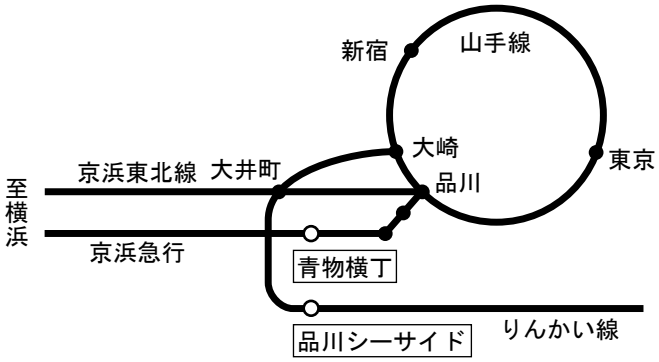

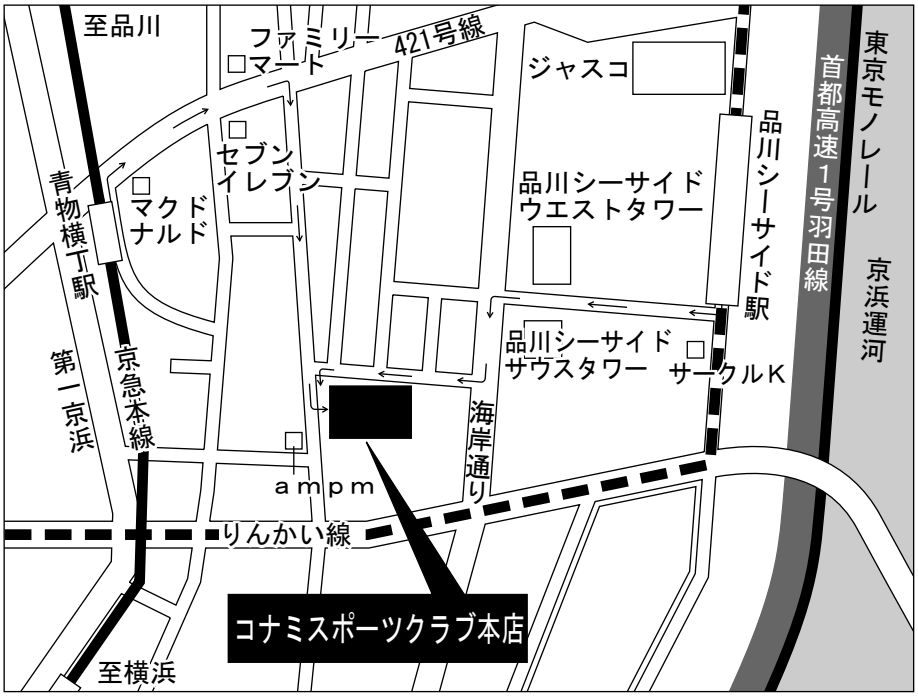

～交通機関～
■京浜急行「青物横丁」駅（特急・急行停車）より徒歩５分
■りんかい線「品川シーサイド」駅（出口Ｂ）より徒歩５分
＊駐車場の用意がございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。